



The  
Building  
Center  
of  
Japan

BR住-600-08  
平成12年6月 1日制定  
平成14年5月16日改訂  
平成15年7月 1日改訂  
平成16年4月 1日改訂  
平成17年6月 1日改訂  
平成23年4月 1日改訂  
平成23年11月 2日改訂  
令和6年10月 1日改訂

## 低層建築物の型式適合認定申請要領



一般財団法人**日本建築センター**  
The Building Center of Japan

---

評定部

## 目 次

1. 申請の対象	-----	2
2. 申請の区分	-----	2
3. 申請に必要な図書等	-----	7
4. 申請から認定までの標準的な事務手続きフロー	---	8

## 1. 申請の対象

本要領は、地階を除く階数が3以下の建築物（以下「低層建築物」という）のうち、建築基準法（以下「法」という。）第68条の10第1項の規定に基づく、同施行令（以下「令」という。）第136条の2の11第1号で規定される型式適合認定を申請する案件に適用します。

また、審査項目ごとの担当する審査委員会は下表の通りです。

建築基準法の法令区分	審査項目	審査委員会
令第136条 の2の11第1号	構造	木質構造審査委員会 鉄鋼系住宅構造審査委員会 コンクリート系住宅構造審査委員会
	室内空気質 対策	空気調和換気設備審査委員会
	防火 遮音※	建築物型式認定委員会
	一般構造 建築設備	

※「遮音」は、長屋又は共同住宅の場合のみ、対象となります。

## 2. 申請の区分

### 2.1 型式のタイプ

型式のタイプは、建築物の限定プランにおける設計仕様又は適用範囲を限定した建築物における設計仕様で、令第136条の2の11第1号イ又はロに掲げる一連の規定に適合するものとし、

建築物の限定プランにおける設計仕様とは、主要構造部の仕様及び配置が確定しているものとし、適用範囲を限定した建築物における設計仕様とは、モジュールが設定されており、主要構造部の仕様、寸法、それらの接合方法及び配置ルールが確定しており、かつ、平面計画、立面計画及び耐力壁の配置ルール等が確定しているものとし、

### 2.2 型式の分類

個々の建築確認申請において、建設地の適用条件により型式が決まり、その型式ごとに認定番号が付されている必要があるため、以下のとおり型式の分類をしていただきます。

- (1) 型式は、構造種別、防耐火構造種別、戸建形式、構造形式及び基本モジュールにより分類してください。従って、申請は、本分類ごとに別型式としてください。

#### ① 構造種別による分類

(例) 木質系

鉄鋼系

コンクリート系

②防耐火構造種別による分類

- (例) 耐火建築物
- 準耐火建築物
- 耐火建築物及び準耐火建築物以外の建築物

③戸建形式による分類

- (例) 一戸建ての住宅
- 長    屋
- 共同住宅

④構造形式による分類

- (例) ラーメン構造
- 軸組構造（ブレース構造含む）
- 壁式構造（パネル構造含む）
- ユニット構造

⑤基本モジュールによる分類

- (例) 910mm
- 1,000mm

(2) 型式数は、階数及び適用条件等の組合せによる必要壁量表等の種類により区分してください。

階数及び適用条件等による区分は以下の方法によることとし、申請者が選択することができます。

また、階数及び適用条件等の組合せは自由ですが、組合せが1型式となり、1つの認定番号が付されます。

①階数による区分

- (例) 平    家
- 2階建て（小屋裏利用2階建てを含む）
- 3階建て（小屋裏利用3階建てを含む）

②地震地域係数（Z）による区分

- (例) 1.0（1.0以下を含む）
- 0.9（0.9以下を含む）
- 0.8（0.8以下を含む）
- 0.7

③速度圧（基準風速（Vo）及び地表面粗度区分（E）の組合せ）による区分

- (例) 38m/s以下（Ⅱ（Ⅲ及びⅣを含む））
- 30m/s以下（Ⅲ（Ⅳを含む））
- 38m/s以下（Ⅲ（Ⅳを含む））
- 40m/s以下（Ⅲ（Ⅳを含む））
- 46m/s以下（Ⅳ）

④積雪荷重（垂直積雪量及び積雪の単位荷重の組合せ）による区分

- (例) 100cm以下（20N/cm/m<sup>2</sup>）
- 100cm以下（30N/cm/m<sup>2</sup>）
- 150cm以下（30N/cm/m<sup>2</sup>）
- 200cm以下（30N/cm/m<sup>2</sup>）

(注意) 申請した適用条件以外の適用条件の区域に建設する場合、安全側の適用条件の型式とすることができます。  
 例えば、地震地域係数0.8の区域に建設する場合、地震地域係数1.0の型式を選択することができます。

■階数及び適用条件等の組合せ（必要壁量表等の種類及び組合せの数）（例）

組合せの番号	階数	地震地域係数	基準速度	垂直積雪量
			地表面粗度区分	積雪の単位荷重
0 1	平家	1.0	40m/s (Ⅲ)	100cm (20N/cm <sup>2</sup> )
0 2	2階建て	1.0	32m/s (Ⅲ)	100cm (20N/cm <sup>2</sup> )
0 3	2階建て	1.0	36m/s (Ⅲ)	100cm (20N/cm <sup>2</sup> )
0 4	2階建て	1.0	40m/s (Ⅱ)	100cm (20N/cm <sup>2</sup> )
0 5	平家	1.0	36m/s (Ⅲ)	200cm (30N/cm <sup>2</sup> )
0 6	2階建て	1.0	32m/s (Ⅲ)	100cm (30N/cm <sup>2</sup> )

※必要壁量表等の種類を識別する組合せの番号は、任意の算用数字2桁にて識別して下さい。当該番号が下記の「2. 3 認定番号の付番方法について」に示す認定番号の⑦の箇所に付されます。

(3) 型式の適用条件は、以下の適用条件による小屋組のスパン表及び基礎断面リスト等により明記してください。小屋組のスパン表及び基礎断面リスト等による型式の分類は行いませんが、個々の建築確認申請においては、下記の適用条件を明記する必要があります。

設計条件の明記は以下の方法によることとし、申請者が選択することができます。

また、積雪荷重（垂直積雪量及び積雪の単位荷重の組合せ）は、(2)④による適用条件と異なっても結構です。

①積雪荷重（垂直積雪量及び積雪の単位荷重の組合せ）

※(2)④の設計条件と異なることも可。

- (例) 50cm 以下 (20N/cm<sup>2</sup>)  
 80cm 以下 (20N/cm<sup>2</sup>)  
 100cm 以下 (20N/cm<sup>2</sup>)  
 100cm 以下 (30N/cm<sup>2</sup>)  
 150cm 以下 (30N/cm<sup>2</sup>)  
 200cm 以下 (30N/cm<sup>2</sup>)

②地盤の長期地耐力

- (例) 30kN/m<sup>2</sup>以上  
 40kN/m<sup>2</sup>以上  
 50kN/m<sup>2</sup>以上

(注意) 申請した適用条件以外の適用条件の区域に建設する場合、安全側の適用条件の型式とすることができます。  
 例えば、地盤の長期地耐力70kN/m<sup>2</sup>の区域に建設する場合、地盤の長期地耐力50kN/m<sup>2</sup>の型式を選択することができます。

## 2.3 認定番号の付番方法について

(1) 型式適合認定の認定番号は、構造種別、防耐火構造種別、用途、設計条件による



(例) 080 : 垂直積雪量 80cm

⑨個々の建築確認申請において選択した適用条件としての地盤の長期地耐力

(例) 30 : 地盤の長期地耐力 30kN/m<sup>2</sup>

### 3. 申請に必要な図書等

申請に必要な提出図書等の内容及び提出期日は下表のとおりです。事前に、担当職員にご連絡の上、郵送していただいても結構です。また、申請に際して必要な型式適合認定関連図書及び図書最終版については別記をご参照下さい。

提出図書等	提出図書等の内容	提出期日
①-1 型式適合認定申請書	・型式適合認定申請書に必要事項を記入したもの	構造審査委員会受付の1週間前まで
①-2 別紙	・必要事項を記入したもの	
② 型式適合認定用提出図書	・「型式適合認定用提出 図書作成要領」参照 ・3分冊「1～2章」「3～5章」「6章」	
③-1 構造審査委員会受付用資料	・②提出図書の抜粋 ・事務局との打合せにより必要箇所を抜粋して作成して下さい。 ・「6章」部分は、原則資料の提出を求めませんが、申請内容によっては作成を依頼する場合があります。	構造審査委員会受付の前日まで
③-2 建築物型式認定委員会受付用資料		建築物型式認定委員会受付の前日まで
③-3 空気調和換気設備審査委員会		空気調和換気設備審査委員会受付の前日まで
② 型式適合認定用提出図書 (部会用)	・②と同じもの ・構造審査委員会は「1～2章」 ・建築物型式認定委員会は「3～5章」 ・空気調和換気設備審査委員会は「6章」	部会当日まで  「6章」のみ、申請受理後、速やかに提出のこと
④ 指摘事項回答書及び追加資料	・前回の指摘事項回答書	
⑤-1 構造審査委員会報告用資料	・②提出図書の抜粋 ・担当認定員の指示により必要箇所を抜粋して作成してください。	構造審査委員会報告の前日まで
⑤-2 建築物型式認定委員会報告用資料		建築物型式認定委員会報告の前日まで
⑤-3 空気調和換気設備審査委員会		空気調和換気設備審査委員会受付の前日まで
⑥ 型式適合認定書別添に用いる設計仕様	・②提出図書の「0 (各章の適用範囲の項を添付)、2.1、2.2、3.1、3.2、4.1、5.1、6.1付録チェックリスト」 ・各審査委員会及び部会における指摘等により訂正されたもの	各審査委員会報告終了後
⑦ 図書最終版	・別紙1 参照 ・3分冊を1冊とする。 ・指摘事項回答書も含む。	各審査委員会報告終了後

※ 提出図書等の提出形態、必要部数については担当職員の指示に従ってください。

## 4. 申請から認定までの標準的な事務手続きフロー

事前打ち合わせ

### 1. 事前相談

申請にあたっては、申請内容及び提出図書等について、担当職員と事前相談を行い、以下の内容について、十分に打合せを行ってください。

- ①申請時期及び認定予定日
- ②型式の分類及び手数料
- ③型式適合認定に必要な提出図書の項目

### 2. 提出図書の内容

提出図書の内容については、本要領の「型式適合認定用提出図書作成要領」を参照して下さい。

### 3. 申請における留意事項

申請に際しましては、本要領の他に以下の規程類を必ずご一読ください。

- ①認定等業務のご案内
- ②認定等業務規程
- ③認定等業務約款
- ④手数料一覧表

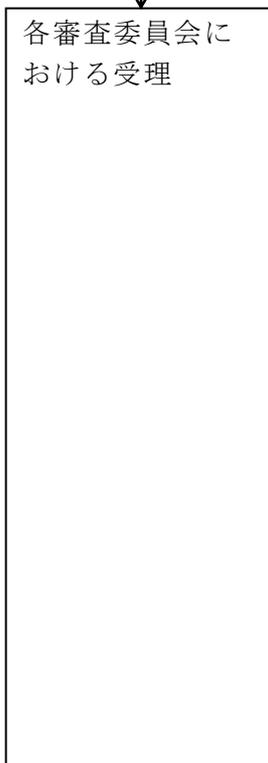
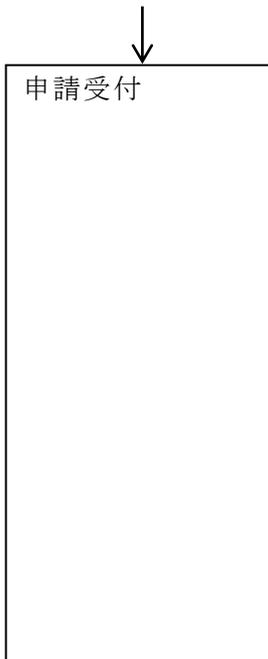
また型式適合認定には、追加・変更等の手続きはございませんので、改めて新規として申請していただくこととなります。

### 4. 申請受付の締切

申請受付は、原則としてごと月1回、構造審査委員会の1週間前となっております。

構造審査委員会開催日は、担当職員までお問い合わせいただくか、以下のホームページアドレスにアクセスしてください。

URL : <http://www.bcj.or.jp/schedule.html>



### 1. 申請受付

以下の申請書及び提出図書を担当職員まで提出してください。（事前打合せを行っている場合又は過去に類似型式の認定がある場合は郵送可）

- ①型式適合認定申請書
- ②別紙
- ③型式適合認定用提出図書

担当職員は、申請書及び提出図書の内容について確認を行い、不備がないときは申請を受付けます。不備等を認めるときは、担当職員の指定する日までに補正していただいた後、再び確認を行います。

提出図書等の不備等について補正の余地がないと判断したときは、不受理通知書を発行し、申請書及び提出図書を返却します。

### 2. 審査委員会における受付ヒアリング

各審査委員会において受付ヒアリングを実施させていただく場合があります。過去に類似型式の認定がある場合は審査委員会と相談の上、担当職員が代わりに説明を行うことがあります。

ヒアリングの有無及び予定時間については、原則として、申請受付締切日の翌日にメール等にて申請者へご連絡します。

### 1. 審査委員会における受理

担当職員は、提出された提出図書等に基づき、申請内容を担当する各審査委員会に諮ります。

各審査委員会において、ヒアリングを行う場合は、委員会受付用資料に基づき概要説明（説明：5分程度、質疑応答：15分程度）を行っていただきます。その際の指摘事項等は指摘事項回答書として、記録してください。

各審査委員会は、申請内容を聴取した上で受理の可否を判断し、受理することが承諾されたら担当認定員を決定し、部会を構成します。

### 2. 手数料の請求

申請の受理後、手数料をご請求しますので、当財団が指定する支払期日までに所定の銀行へお振込みください。

手数料が支払期日までに振込まれない場合、契約が解除される場合がございますので、ご注意ください。

↓  
各担当委員による審査

#### 1. 審査方法

原則、2名の認定員により審査を行います。審査方法は、以下の方法のいずれかにより行われます。

- ①部会による書類審査（部会によるヒアリングあり）
- ②通信等による書類審査（部会によるヒアリングなし）

#### 2. 部会(対面会議又はオンライン会議)による書類審査

部会は、型式適合認定図書(部会用)に基づき詳細な説明を行ってください。当該資料の提出方法は担当職員の指示に従ってください。部会での質疑応答、指摘事項及び回答は指摘事項回答書に記録してください。指摘事項については、指摘事項回答書及び追加資料に基づき詳細な説明を行ってください。部会は、技術的な問題点が全て解決されるまで続けられます。なお、対面会議又はオンライン会議のどちらになるかは協議の上、決定させていただきます。

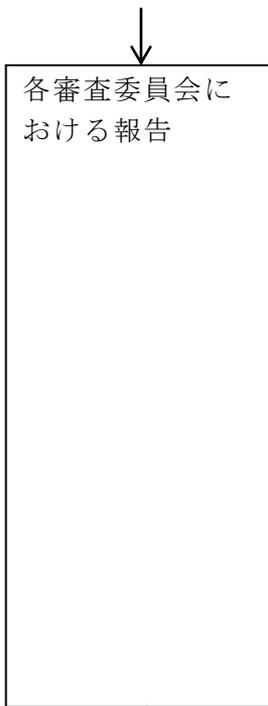
#### 3. 通信等による書類審査

提出図書の内容について担当認定員が審査し、提出図書に対する指摘事項をメール等によりご連絡します。指摘事項に対する回答は、指摘事項回答書として、記録して下さい。

#### 4. 審査における留意事項

審査は、技術指導を行うものではありません。審査が長期間に及ぶ場合、契約が解除される場合がございますので、ご注意ください。

- ①正当な理由により審査期間を延期する場合、業務期日延期の延期依頼書を提出していただきます。
- ②審査期間内（受付を承諾した日より6ヶ月）に審査が終了しない場合、型式適合認定をしない旨の通知書（施行規則別記第50号の4様式）を発行し、審査を打ち切る場合がございますので、ご注意ください。



1. 審査委員会における報告

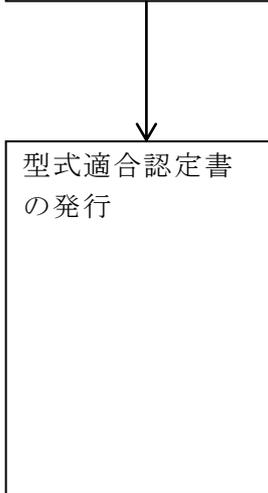
部会等による審査が終了した後、各審査委員会において最終的な審議を行い、適否を判断します。各審査委員会においては、担当認定員により報告が行われます。

2. 審査委員会報告の結果連絡

報告の可否及び以後の手続き等は、各審査委員会後にメール等にて申請者へご連絡します。

各構造審査委員会、空気調和換気設備審査委員会及び建築物型式認定委員会のすべての委員会において報告が了承されましたら、型式適合認定書を作成します。

型式適合認定書の作成にあたり、各委員会及び各部会における指摘事項等により訂正された型式適合認定用提出図書の「1.1」「2.1」「3.1」「3.2」「4.1」「5.1」「6.1」の内容を適切にまとめ、認定書発行用の設計仕様を担当職員へ提出してください。

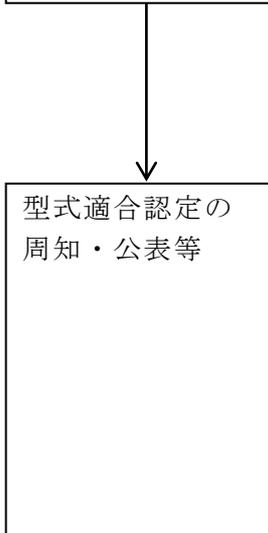


1. 型式適合認定書の発行

各審査委員会及び各部会における指摘事項等により訂正された型式適合認定用提出図書を最終版図書（別紙1参照、3分冊（指摘事項回答書も含む）を1冊とする）とし、2部作成してご提出ください。

図書最終版は担当職員による内容確認後、1部は確認印を押印しご返却します。1部は当財団において保管します。

原則として、上記の図書最終版の提出と引き換えに、型式適合認定書（施行規則別記第50号の3様式）を発行します。



1. 型式適合認定の公示

施行規則第10条の5の3第1項の規定に基づき、認定を受けた者の氏名又は名称、建築物の部分等の種類、認定番号、認定年月日を公示します。

2. ビルディングレター（BCJ機関誌）への掲載

認定を受けた者の氏名又は名称、建築物の部分等の種類、認定番号、認定年月日はBCJが毎月編集発行する「ビルディングレター」に掲載します。